



様式第17号 (第15条関係)

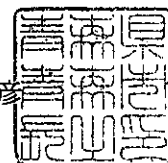
青市指令廃対第 199 号

一般廃棄物処理業許可更新証

令和 4 年 1 月 17 日付け申請のあった一般廃棄物処理業について、次のとおり許可更新する。

令和 4 年 2 月 2 日

青森市長 小野寺 晃彦



所在地	青森県青森市大字駒込字深沢5番地303																				
名称	有限会社ローズリー資源																				
代表者氏名	代表取締役 田中桂子																				
取扱一般廃棄物の種類	可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみ、「特定家庭用機器再商品化法」で定める対象機器、草木																				
収集、運搬及び処分の別	収集運搬																				
営業の区域	合併前の青森市行政区域内に限る。																				
収集・運搬用車両	<table border="0"> <tr> <td>第153号 青森100す8887</td> <td>第523号 青森830す303</td> </tr> <tr> <td>第178号 青森800は1223</td> <td>第584号 青森100す6038</td> </tr> <tr> <td>第196号 青森100す8162</td> <td>第590号 青森100す4133</td> </tr> <tr> <td>第240号 青森100す4406</td> <td>第664号 青森100せ1080</td> </tr> <tr> <td>第289号 青森100す3165</td> <td>第920号 青森800す1556</td> </tr> <tr> <td>第296号 青森100す3150</td> <td>第957号 青森88さ8764</td> </tr> <tr> <td>第334号 青森800す2067</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第439号 青森400た4692</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第454号 青森100す3868</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第495号 青森480く576</td> <td></td> </tr> </table>	第153号 青森100す8887	第523号 青森830す303	第178号 青森800は1223	第584号 青森100す6038	第196号 青森100す8162	第590号 青森100す4133	第240号 青森100す4406	第664号 青森100せ1080	第289号 青森100す3165	第920号 青森800す1556	第296号 青森100す3150	第957号 青森88さ8764	第334号 青森800す2067		第439号 青森400た4692		第454号 青森100す3868		第495号 青森480く576	
第153号 青森100す8887	第523号 青森830す303																				
第178号 青森800は1223	第584号 青森100す6038																				
第196号 青森100す8162	第590号 青森100す4133																				
第240号 青森100す4406	第664号 青森100せ1080																				
第289号 青森100す3165	第920号 青森800す1556																				
第296号 青森100す3150	第957号 青森88さ8764																				
第334号 青森800す2067																					
第439号 青森400た4692																					
第454号 青森100す3868																					
第495号 青森480く576																					
処理施設	<p>積替え保管有り（「特定家庭用機器再商品化法」で定める対象機器に限る。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所在地 青森市大字駒込字深沢5番地303</li> <li>・面積 6.33㎡</li> <li>・保管上限 6.33 t</li> <li>・高さ 2.0m（屋内保管）</li> </ul>																				
条 件	無し																				
許可期間	令和 4 年 4 月 1 日 ～ 令和 6 年 3 月 31 日																				

(教示)

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に青森市を被告として(訴訟において市を代表するのは市長となります。)提起することができます。ただし、前記の審査請求をした場合には、この処分の取消しを求める訴えは、その審査請求に対する裁決を知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

なお、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があると認められるときを除き、審査請求をすることや処分の取消しを求める訴えを提起することができません。